

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 清水 芳将

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、平成30年6月15日に議長及び市長に提出し、平成30年6月22日に議会報告されています。）

1 監査の対象

都市整備部

都市政策課、建築指導課、公園花とみどり課、区画整理課

2 監査の範囲

平成29年4月（一部平成28年4月）から平成30年1月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査に当たった監査委員

中村 研二

坂本 心次

4 監査の実施期間

平成30年4月3日から平成30年6月15日まで

5 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

都市政策課

(1) 収入事務

ア 大道理「もやい便」運行における収入について、出納員等に関する規則に基づく収納がされていないものがあった。

(2) 契約事務

ア 業務委託執行結果について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。

公園花とみどり課

(1) 収入事務

ア 都市公園使用料の減免について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。

(2) 契約事務

ア 廃棄物収集運搬処分等の委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する書面が作成されていないものがあった。

(3) 財産管理事務

ア 都市公園占用許可等に係る使用料について、算定に誤りのあるものがあった。